

インボイス制度特集 第2回

～全青色「免税事業者向けインボイスリーフレット」より一部抜粋～

4. インボイスがないと消費税の納税額が増えることがあります！

- インボイスの保存がないと仕入れや経費の消費税額を差し引くこと（仕入税額控除）ができません（4 ページ「一般課税による税額計算」参照）。
- 仕入税額控除ができないと、そのぶん消費税負担が増える※4 ことになります。

※4 免税事業者などとの取引や事務負担を考慮して、インボイスの保存がなくても仕入税額控除が受けられる特例が設けられています。この適用には、一定の事項を記載した帳簿などの保存が必要です。ただし、②は前々年（基準期間）の課税売上高が1億万円を超える事業者などには適用されません。

| 仕入れや経費の支払い（税込み） | | ① 1万円以上 | ② 1万円未満 |
|-----------------|----------------------|---------|----------|
| 適用期間 | 令和5年10月1日～令和8年9月30日 | 80%控除可能 | 100%控除可能 |
| | 令和8年10月1日～令和11年9月30日 | 50%控除可能 | |

5. あなたのお仕事は販売先からインボイスを求められますか？

- 一般消費者や免税事業者は消費税を申告しませんから、インボイスの発行を求められることはなく、これまでの請求書や領収書、レシートなどをわたせば問題ありません。
- ご自分の事業内容や販売先の状況に応じて、あなたはインボイスの発行を求められます。

| 販売先が一般消費者のとき | | インボイスの発行は求められません。 |
|--------------|-------------------|-------------------|
| 販売先が事業者で | 免税事業者のとき | |
| | 簡易課税を適用する課税事業者のとき | |
| | 一般課税を適用する課税事業者のとき | |

6. インボイス発行事業者になりますか？ ～ メリットとデメリット ～

- インボイス発行事業者になる ➡ 登録申請が必要です。
 - (○) 販売先の課税事業者との間の取引を継続できる可能性が高くなります。
 - (×) 消費税の記帳、申告、納税などが必要になります。
 - (×) 取引価格に消費税を転嫁できないと利益が減少します。
- 免税事業者のままいる ➡ インボイスを発行できません。
 - (○) これまでどおり、消費税の記帳、申告、納税は必要ありません。
 - (×) 販売先の課税事業者との間の取引機会を失う可能性があります。
 - (×) 販売先の課税事業者から取引条件の見直しの申し入れがあるかもしれません。



7. あなたの消費税の納税額はどれくらいか？

- 所得税の納税額がゼロでも、多くの場合は消費税の納税額が発生します。
- あなたのお仕事でどのくらいの消費税負担が発生するか、目安を把握してください。

8. 免税事業者の登録申請手続 ～ 申請は事業者の判断です ～

- 令和5年9月30日までに税務署に申請すれば、インボイス制度が始まる令和5年10月1日付で登録を受けることができます※6。
 - 令和5年10月2日から令和11年12月31日の間に登録を希望する場合は、申請書に記載した登録希望日（提出日から15日以後の日）から登録を受けることができます※6。
- ※6 経過措置により課税事業者を選択する届出書を提出する必要はなく、登録を受けた日から課税事業者になります。また、登録を受けた年に簡易課税を選択する届出書を提出すれば、その年から簡易課税を選択することができます。

全4回でインボイス制度について特集します。次回は、「登録申請をおこなったら準備すること」などをお伝えします。

詳しくは税理士個別相談会をご利用ください。ご予約は ☎ 381-3135 まで